

個 保 審 第 5 号
平成27年5月13日

島 根 県 知 事
溝 口 善 兵 衛 様

島根県個人情報保護審査会
会 長 藤 田 達 朗

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等
に関する事務の「特定個人情報保護評価」について（答申）

平成27年2月13日付け市町村第563号で諮問のあった標記事案について、次の
とおり答申します。

記

住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事
務全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、当審査会
が特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4
号。以下「指針」という。）第10の1（2）に定める審査の観点を参考に点検を行っ
たところ、指針に定める実施手続等に適合しており、当該評価書案の内容は、指針に定
める評価の目的等に照らし妥当であると認められる。

なお、情報システムの物理的、技術的対策で内部からの悪意による違法行為を完全に
防ぐことはできないため、内部からの情報流出の危険を防止するよう工夫を日々重ねて
いただくよう要望する。

(諮問第32号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成27年 2月13日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
平成27年 2月19日 (審査会第1回目)	実施機関の説明及び審議
平成27年 3月19日 (審査会第2回目)	審議
平成27年 4月30日 (審査会第3回目)	審議
平成27年 5月13日	島根県個人情報保護審査会が実施機関に対して答申

(参考)

◎島根県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	島根県立大学短期大学部教授	
丸山 創	弁 護 士	
横地 正枝	行 政 書 士	

◎参考人

松本 英明	情報システムに知見を持つ専門家
-------	-----------------